

第4弾「マイナンバー制度は安心・安全の仕組みです」

マイナンバー制度の安心・安全を確保するため、国民のみなさんの意見を参考に制度面とシステム面の両方から個人情報保護の措置を講じています。

制度面

- 法律の定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- 法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。

システム面

- 個人情報従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- 行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
- 平成29年1月から、「情報提供等記録開示システム」が稼働予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することが可能になります。

「個人番号カードと通知カードの違いは？」



	個人番号カード	通知カード
様式	○顔写真を券面に記載（表面） ○個人番号を券面に記載（裏面）	○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
交付	○申請をして村窓口で交付 ○通知カードを返却 ○住基カードを返却 ○手数料なし（電子証明書含む）	○簡易書留で送付  ○手数料なし
再交付	○本人による申請 ○手数料1,000円（予定）	○本人による申請 ○手数料500円（予定）
有効期間	○発行日から10回目の誕生日まで（20歳未満は5回目の誕生日まで） ※電子証明書は5回目の誕生日まで ※有効期間満了時の更新手数料は未定	○なし
利便性	○身分証明として利用 ○個人番号を確認する場面で利用 ○行政機関などの付加サービスに利用 ○電子証明書による電子申請・取引などに利用	○行政機関などに個人番号の提供を求められた際に利用（通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要となる） ○個人番号カード交付時に利用

【担当】総務課 管財係 担当：山口  
住民福祉課 住民係担当：熊谷